

手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

規約改正について

1. 平成 29 年 6 月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号）にて、国管理河川については大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけられたことから、本協議会が水防法に基づく協議会であることを明記することとし、第 1 条を改める。
2. 石川県農林水産部森林管理課、水産課、南加賀農林総合事務所、石川農林総合事務所については、これまで本協議会のオブザーバーとして参画していたが、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域の河川に関する業務を所管していないことから、今後は本協議会に参画しないこととし、別表－１を改める。

手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

【改正（案）】

~~（名称）~~

~~第1条 この会議は、「手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。~~

~~（設置）~~

~~第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。~~

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局金沢河川国道事務所（調査第一課）、石川県（土木部 河川課）が共同で行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年5月9日から施行する。

改正 平成28年 8月31日 （別表－1及び2改め）

改正 平成29年 5月15日 （第1条、第2条及び別表1、2改め）

改正 平成29年 ○月 ○日 （第1条及び別表1改め）

別表－１

機 関 名	代 表 者
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
〃 〃 森林管理課	
〃 〃 水産課	
〃 南加賀農林総合事務所	
〃 石川農林総合事務所	
北陸電力(株) 石川支店 手取電力部	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	

陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
金沢大学大学院自然科学研究科都市・河川防災講座	

別表－２

所 属	幹 事 名
金 沢 市	内水整備課長 危機管理課長
小 松 市	防災安全センター長 道路河川課長
白 山 市	危機管理課長
能 美 市	土 木 課 長
野 々 市 市	環境安全課長
川 北 町	土 木 課 長
石川県 土木部 河川課	課 参 事
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長 補 佐
〃 南加賀土木総合事務所	河川砂防課長
〃 石川土木総合事務所	建 設 課 長
金沢地方気象台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	副所長（河）
<オブザーバー>	
加 賀 市	